

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 6－関東1－1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年9月11日

【会社名】 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Trust Panasonic Finance Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 浜野 敬一

【本店の所在の場所】 東京都港区芝浦一丁目2番3号

【電話番号】 03-6858-9200

【事務連絡者氏名】 財務部長 山村 進

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦一丁目2番3号

【電話番号】 03-6858-9206

【事務連絡者氏名】 財務部長 山村 進

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 30,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2024年8月15日
効力発生日	2024年8月23日
有効期限	2026年8月22日
発行登録番号	6－関東1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 100,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
－	－	－	－	－
実績合計額（円）		なし （なし）	減額総額（円）	なし

（注） 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 100,000百万円
（100,000百万円）

（注） 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） ー円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 企画部
（大阪府大阪市中央区城見一丁目3番7号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社第15回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額（円）	金30,000百万円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金30,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（%）	年0.855%
利払日	毎年3月19日及び9月19日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債の償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2025年3月19日を第1回の利息を支払うべき日（以下「支払期日」という。）としてその日までの分を支払い、その後毎年3月19日及び9月19日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半年年に満たない利息を計算するときは、その半年間の日割でこれを計算する。 (2) 支払期日が銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記「（注）10 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2029年9月19日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2029年9月19日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記「（注）10 元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2024年9月11日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2024年9月19日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債の払込期日以降、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために、当社の所有する資産に担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、当該資産の上に同順位の担保権を設定する。

	2. 当社が本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約（その他の条項）	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

（注）1 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

（1）株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本社債について、当社はR&IからAA-（ダブルAマイナス）の信用格付を2024年9月11日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-6273-7471

（2）株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当社はJCRからAA（ダブルA）の信用格付を2024年9月11日付で取得している。JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

2 振替社債

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

3 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

三井住友信託銀行株式会社

5 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債総額について期限の利益を喪失する。
- ① 当社が本社債の利息の支払いを怠り、5銀行営業日が経過してもこれを履行または解消できないとき。
 - ② 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違反したとき。
 - ③ 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 - ④ 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当社以外の社債または社債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合はこの限りではない。
 - ⑤ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、または解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
 - ⑥ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (2) 本（注）5(1)の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社はただちに本（注）6に定める方法によりその旨を公告する。

6 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）にこれを掲載する。

7 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）4の財務代理人、発行代理人及び支払代理人を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。
- (2) 本（注）8(1)の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

9 社債権者集会

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に規定する種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債についての各社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

10 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則等に従って支払われる。

２【社債の引受け及び社債管理の委託】**（１）【社債の引受け】**

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	17,500	１．引受人は、本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 ２．本社債の引受手数料は総額 7,750 万円とする。
SMBＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号	5,500	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番１号	5,500	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目２番１号	1,500	
計	—	30,000	—

（２）【社債管理の委託】

該当事項はありません。

３【新規発行による手取金の使途】**（１）【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
30,000	90	29,910

（２）【手取金の使途】

上記の差引手取概算額29,910百万円は、2025年３月末までに、全額を当社が策定したグリーンファイナンス・フレームワークに定める、①エネルギー効率、②再生可能エネルギー、③汚染の防止及び管理並びに④クリーン輸送における適格クライテリア（別記「募集又は売出しに関する特別記載事項 グリーンファイナンス・フレームワークについて」に記載します。）を満たす融資・出資等に係るファイナンス又はリファイナンスに充当する予定であります。

第２【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

グリーンボンドとしての適格性について

当社は、グリーンボンドの発行を含むグリーンファイナンス実施のために、「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021（注1）」、「グリーンボンドガイドライン（2020年版）（注2）」、「グリーンローン原則（Green Loan Principles）2021（注3）」及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（2020年版）（注4）」に即したグリーンファイナンス・フレームワークを策定しました。当社は、グリーンファイナンス・フレームワークに対する第三者評価として株式会社日本格付研究所（以下「JCR」といいます。）より「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価（注5）」の最上位評価である「Green 1(F)」を取得しています。

なお、当社のグリーンファイナンス・フレームワークに係る第三者評価を取得するにあたって、環境省の令和3年度グリーンボンド等促進体制整備支援事業（注6）の補助金交付対象となることについて、発行支援者であるJCRは、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より交付決定通知を受領しています。

- （注1） 「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「グリーンボンド原則」といいます。
- （注2） 「グリーンボンドガイドライン（2020年版）」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考とし得る、具体的な対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドラインをいい、以下「グリーンボンドガイドライン」といいます。
- （注3） 「グリーンローン原則（Green Loan Principles）2021」とは、ローン市場協会（LMA）、アジア太平洋地域ローン市場協会（APLMA）及びローンシンジケーション&トレーディング協会（LSTA）により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインをいい、以下「グリーンローン原則」といいます。
- （注4） 「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（2020年版）」とは、環境省が2020年3月に策定・公表したガイドラインをいいます。同ガイドラインでは、グリーンローンについてグリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的として、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的な対応を検討する際に参考とし得る、具体的な対応の例や我が国の特性に即した解釈が示されています。
- （注5） 「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」とは、グリーンファイナンスにより調達される資金がJCRの定義するグリーンプロジェクトに充当される程度並びに当該グリーンファイナンスの資金用途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。
- （注6） 「グリーンボンド等促進体制整備支援事業」とは、グリーンボンド等を発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンド等フレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業です。対象となるグリーンボンド等の要件は、グリーンボンド、グリーンローンの場合は調達した資金の100%がグリーンプロジェクトに充当されるものであって、かつ発行時点において以下の(1)から(3)の全てを満たすものとなります。
- (1) グリーンボンド等の発行時点で以下のいずれかに該当すること
- ① 主に国内の脱炭素化に資する事業（再エネ、省エネ等）
 - ・ 調達資金額の50%以上又は資金用途となるグリーンプロジェクト件数の50%以上が国内の脱炭素化事業であるもの
 - ② 脱炭素化効果及び地域活性化効果が高い事業
 - ・ 地域活性化効果：地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業、地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等
 - ・ 脱炭素化効果：国内のCO₂削減量1トン当たりの補助金額が一定以下であるもの
- (2) グリーンボンド等フレームワークがグリーンボンドガイドライン等に準拠することについて、発行等までの間に外部レビュー機関により確認されること
- (3) いわゆる「グリーンウォッシュ（実際は環境改善効果がない、又は調達資金が適正に環境事業に充当されていないにもかかわらず、グリーンボンド等と称するもの）」ではないこと

グリーンファイナンス・フレームワークについて

1. 調達資金の用途

グリーンボンド又はグリーンローンによる調達資金は、以下の適格クライテリアを満たす融資・出資等のファイナンス又はリファイナンスに充当される予定です。リファイナンスの対象となるルックバック期間はグリーンボンド又はグリーンローンによる調達から遡って24ヶ月以内となります。

分類	適格クライテリア
① エネルギー効率	以下の約30%程度の省エネ効率が図れる設備導入及び入替にかかるファイナンス及びリファイナンス。 ・LEDライト ・コージェネシステム（化石由来除く） ・自動販売機 ・冷凍・冷蔵設備 ・エコキュート等の省エネルギー設備 ハイブリッド油圧ショベル及び電動化建機等のファイナンス及びリファイナンス。
② 再生可能エネルギー	以下の再生可能エネルギーの施設及び設備の設置を主な目的とした資金のファイナンス及びリファイナンス。いずれも環境アセスメント要件を満たしていることを前提とする。 ・太陽光発電 ・風力発電 ・バイオマス発電（持続可能性が確認されたもの又は廃物由来であることが確認されたものに限る） ・水力発電（以下の小水力発電に限る） 小水力（10,000kW以下）・ミニ水力（1,000kW以下）・マイクロ水力（100kW以下）
③ 汚染の防止及び管理	工場及び船舶等における排水ろ過設備等の導入・改修に伴う設備購入・改修費用及び工事費用のファイナンス及びリファイナンス。具体的には下記を対象とする。 ・バラスト処理装置 ・スクラバー ・工場の排水施設
④ クリーン輸送	モーダルシフトに資する取組みのファイナンス及びリファイナンス。 ・鉄道車両の導入等 ・EV、FCV、ハイブリッド（CO ₂ 排出量50g-CO ₂ /km・人以下）車輛の導入等
⑤ グリーンビルディング	以下の第三者認証機関の認証／再認証のいずれかを取得済又は取得予定の建物の構築・取得に伴うファイナンス及びリファイナンス。 ・DBJ Green Building認証（注7）における3つ星、4つ星又は5つ星 ・BELS（注8）認証における3つ星、4つ星又は5つ星 ・CASBEE（注9）建築不動産評価認証におけるB+ランク、Aランク又はSランク

（注7） 「DBJ Green Building 認証」とは、株式会社日本政策投資銀行（DBJ）が独自に開発した総合スコアリングモデルを利用し、環境・社会への配慮がなされた不動産（Green Building）を対象に、5段階の評価ランク（1つ星～5つ星）に基づく認証をDBJが行うものです。

（注8） 「BELS（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System／建築物省エネルギー性能表示制度）」とは、国土交通省が評価基準を定めた公的な評価制度で、建築物の一次エネルギー消費量に基づき、省エネルギー性能を5段階の評価ランク（1つ星～5つ星）で評価する制度です。

（注9） 「CASBEE（Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency／建築環境総合性能評価システム）」とは、建築物の環境性能を評価し格付け（Cランク～Sランク）する手法で、省エネや省資源、リサイクル性能など環境負荷低減の側面に加え、景観への配慮なども含めた建築物の環境性能を総合的に評価するシステムです。

２．プロジェクトの評価及び選定のプロセス

グリーンボンド又はグリーンローンの資金使途となるプロジェクトは、当社サステナビリティ方針に基づき選定されます。当社事業企画部が対象となるプロジェクトを選定し、選定されたプロジェクトの適格クライテリアへの適合性を企画部が評価します。そして、財務部担当役員及び企画担当役員が、上記プロセスを経て選定された適格プロジェクトについて総合的に分析・検討した上で最終決定を行います。その結果については、経営会議に報告されます。

３．調達資金の管理

当社財務部が、グリーンボンド又はグリーンローンによる調達資金の全額が、適格クライテリアを満たすプロジェクトに充当されるように管理ファイルを用いて充当と管理を行います。財務部は年度毎に一度、所定の手法により資金の充当状況を確認します。対象プロジェクトへの充当額がグリーンボンド又はグリーンローン残高を下回った場合は、新たに適格クライテリアを満たすプロジェクトを選定し再充当します。

追跡管理の手法に関しては、財務部長によって確認を受けます。また、財務部にて実施している業務については外部監査法人による監査対象となる予定です。

グリーンボンド又はグリーンローンによる調達資金が適格クライテリアを満たすプロジェクトへの支出に充当されるまでの間、調達資金は現金又は現金等価物として管理します。

４．レポーティング

（１）資金充当レポーティング

グリーンボンド又はグリーンローンによる調達資金がプロジェクトに全額充当されるまで、年次で、以下の内容を当社ウェブサイトで開示予定です。

- ・資金の充当計画
- ・充当した資金の額
- ・未充当資金の概算額、充当予定時期及び未充当期間の運用方法
- ・リファイナンスに充当した場合の概算額又は割合

なお、調達資金の全額充当後、下記(2)①のエネルギー効率を除くアセットが継続利用されなくなった場合又は事故により復旧困難な場合等の重要な事象が生じた場合は、適時に開示します。

（２）インパクト・レポーティング

グリーンボンド及びグリーンローンの発行残高がある限り、環境への効果として下記内容について年次で、当社ウェブサイト上で開示予定です。

分類	インパクト・レポーティング指標例
① エネルギー効率	・設備の概要、機器数 ・建機数 ・CO₂排出削減相当量あるいはエネルギー削減率
② 再生可能エネルギー	・CO₂排出削減相当量 ・年間の発電量相当量（年間発電容量）
③ 汚染防止及び管理	・設備の概要（規模や機器数） ・汚染防止が見込まれる内容
④ クリーン輸送	・年間CO₂排出削減相当量
⑤ グリーンビルディング	・対象物件のグリーン認証概要

第３【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第４【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第71期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） 2024年6月21日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出以後、本発行登録追補書類提出日（2024年9月11日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 本店
（東京都港区芝浦一丁目2番3号）

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 企画部
（大阪府大阪市中央区城見一丁目3番7号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。